空き家バンク登録の注意

（市提出用）

# １　規定

○柳井市空き家バンク制度要綱

○柳井市空き家改修費補助金交付要綱

○柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付要綱

# ２　空き家バンクについて

○この制度は、空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図ることを目的とし、登録した空き家情報を公開し、空き家利用登録者に紹介するものです。

○制度の円滑な運用を図るため、上記の補助要綱を定めています。各要綱をご一読いただき、制度をご理解のうえで登録申込書等をご提出ください。

# ３　空き家所有者の皆様へ

○柳井市は、空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに交渉には直接関与しません。

○契約等に関するトラブル等については、空き家利用登録者との当事者間での解決をお願いします。

契約は、空き家利用登録者と直接結ばれることになりますが、トラブル防止のため、不動産業者に仲介を申し込まれることをお勧めします。（ただし、所定の仲介手数料が必要となることがあります。）

○不動産業者に仲介を依頼される場合は、柳井市から登録申込書など空き家調査に必要な情報を、全日本不動産協会山口県本部及び山口県宅地建物取引業協会柳井支部に対して、提供するとともに調査を依頼します。

○登録対象物件の状況や権利関係により、空き家バンク登録物件として空き家利用登録者に紹介することが適当でないと判断した場合は、登録をお断りする場合もありますのでご了承ください。

○登録後であっても、管理不十分等により紹介が困難となった場合は、登録を取り消す場合があります。

○登録物件の売買条件等に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

○空き家の管理は、空き家登録者又は空き家登録者から委任された方でお願いします。

○空き家バンク登録前の調査及び空き家利用登録者の見学時は立会をお願いします。

○３親等以内の親族間で賃貸借契約又は売買契約がされた場合は、補助要綱の適用となりません。

○空き家改修費補助は、空き家登録者には対象となりません。

○売買契約又は賃貸借契約が締結されましたら、空き家バンク登録を抹消します。

# ４　空き家利用者の皆様へ

○柳井市は、空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに交渉には直接関与いたしません。

○契約等に関するトラブル等については、空き家登録者との当事者間での解決をお願いします。

○登録物件の紹介は、利用者登録が完了した後となります。それまでの間正確な所在地等は開示できませんのでご了承ください。

○利用者登録の有効期限は登録日から１年間です。引き続き登録を希望される場合は登録更新届出書を提出してください。

○空き家の見学、契約等にあたっては、空き家登録者が仲介不動産業者を介さない契約を望まれる場合を除き、指定された不動産業者が仲介します。（契約時には、所定の手数料が発生します。）

○希望される物件の詳細は、指定された不動産業者の中から希望業者を選定し、直接業者へご連絡ください。

○現地見学をされずに、交渉・契約等を行うことはできません。

○現状、登録された物件は、利用者様のご負担において、何らかの改修が必要な物件が多数となっておりますのでご注意ください。

○売買契約又は賃貸借契約が締結されましたら、利用者登録を抹消します。

○３親等以内の親族間で賃貸借契約又は売買契約がされた場合は、補助要綱の適用となりません。

○農地の売買を含んだ物件は、農地法の許可が必要となりますのでご注意ください。

# ５　その他

○一般的に空き家バンク制度に登録される住居は、賃貸や売買を前提としたものではないため、さまざまな不具合を内在していることが想定されます。そのことにより契約後に当事者間で協議が必要となることもありますのでご注意ください。

○空き家登録者においては、登録にあたって改修等の投資をしない代わりに賃借料や売買価格を抑えるといった配慮をされることも想定されますが、一方で、空き家利用登録者において家屋の傷み等による大規模な改修が必要となる場合があることもご理解いただく必要があります。

○契約にあたっては、必ず事前に現地と家屋をご確認いただくとともに、傷み、雨漏り、虫、カビ等の不具合が発生するおそれについて、ある程度覚悟が必要であることを理解し、ご利用いただくことが重要です。

　　　上記事項について確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（030401）

空き家バンク登録の注意

（提出者控用）

# １　規定

○柳井市空き家バンク制度要綱

○柳井市空き家改修費補助金交付要綱

○柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付要綱

# ２　空き家バンクについて

○この制度は、空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図ることを目的とし、登録した空き家情報を公開し、空き家利用登録者に紹介するものです。

○制度の円滑な運用を図るため、上記の補助要綱を定めています。各要綱をご一読いただき、制度をご理解のうえで登録申込書等をご提出ください。

# ３　空き家所有者の皆様へ

○柳井市は、空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに交渉には直接関与しません。

○契約等に関するトラブル等については、空き家利用登録者との当事者間での解決をお願いします。

契約は、空き家利用登録者と直接結ばれることになりますが、トラブル防止のため、不動産業者に仲介を申し込まれることをお勧めします。（ただし、所定の仲介手数料が必要となることがあります。）

○不動産業者に仲介を依頼される場合は、柳井市から登録申込書など空き家調査に必要な情報を、全日本不動産協会山口県本部及び山口県宅地建物取引業協会柳井支部に対して、提供するとともに調査を依頼します。

○登録対象物件の状況や権利関係により、空き家バンク登録物件として空き家利用登録者に紹介することが適当でないと判断した場合は、登録をお断りする場合もありますのでご了承ください。

○登録後であっても、管理不十分等により紹介が困難となった場合は、登録を取り消す場合があります。

○登録物件の売買条件等に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

○空き家の管理は、空き家登録者又は空き家登録者から委任された方でお願いします。

○空き家バンク登録前の調査及び空き家利用登録者の見学時は立会をお願いします。

○３親等以内の親族間で賃貸借契約又は売買契約がされた場合は、補助要綱の適用となりません。

○空き家改修費補助は、空き家登録者には対象となりません。

○売買契約又は賃貸借契約が締結されましたら、空き家バンク登録を抹消します。

# ４　空き家利用者の皆様へ

○柳井市は、空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに交渉には直接関与いたしません。

○契約等に関するトラブル等については、空き家登録者との当事者間での解決をお願いします。

○登録物件の紹介は、利用者登録が完了した後となります。それまでの間正確な所在地等は開示できませんのでご了承ください。

○利用者登録の有効期限は登録日から１年間です。引き続き登録を希望される場合は登録更新届出書を提出してください。

○空き家の見学、契約等にあたっては、空き家登録者が仲介不動産業者を介さない契約を望まれる場合を除き、指定された不動産業者が仲介します。（契約時には、所定の手数料が発生します。）

○希望される物件の詳細は、指定された不動産業者の中から希望業者を選定し、直接業者へご連絡ください。

○現地見学をされずに、交渉・契約等を行うことはできません。

○現状、登録された物件は、利用者様のご負担において、何らかの改修が必要な物件が多数となっておりますのでご注意ください。

○売買契約又は賃貸借契約が締結されましたら、利用者登録を抹消します。

○３親等以内の親族間で賃貸借契約又は売買契約がされた場合は、補助要綱の適用となりません。

○農地の売買を含んだ物件は、農地法の許可が必要となりますのでご注意ください。

# ５　その他

○一般的に空き家バンク制度に登録される住居は、賃貸や売買を前提としたものではないため、さまざまな不具合を内在していることが想定されます。そのことにより契約後に当事者間で協議が必要となることもありますのでご注意ください。

○空き家登録者においては、登録にあたって改修等の投資をしない代わりに賃借料や売買価格を抑えるといった配慮をされることも想定されますが、一方で、空き家利用登録者において家屋の傷み等による大規模な改修が必要となる場合があることもご理解いただく必要があります。

○契約にあたっては、必ず事前に現地と家屋をご確認いただくとともに、傷み、雨漏り、虫、カビ等の不具合が発生するおそれについて、ある程度覚悟が必要であることを理解し、ご利用いただくことが重要です。

　　　上記事項について確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（030401）